

佐倉市男女平等参画審議会 令和4年度 第2回会議 会議録

日 時：令和4年8月1日（月）午前10時00分から

会 場：佐倉市役所 社会福祉センター3階中会議室

出席者：

<審議会委員> 犬塚博委員、安藤豊明委員、清水知子委員、土屋庄一郎委員、
半谷恵美子委員、遠藤恵子委員、高島史暁委員、中村千草委員、
田中百合江委員、齋藤ひろみ委員

<事務局> 自治人権推進課[課長、担当3名]、こども家庭課 [1名]
佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者 [2名]

次第等：

◆議題

- (1) 男女平等参画社会に関する市民意識調査 調査票について
- (2) 性の多様性に関する（教職員含む）向け対応ガイドラインについて
- (3) 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】進行管理調査結果（令和3年度）について

◆その他

- ・佐倉市男女平等参画推進センター事業について[報告]

午前10時00分 開会

【事務局】 ただいまから、佐倉市男女平等参画審議会 令和4年度第2回会議を開催します。

それでは、これより先の議事進行を、佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第5条に基づきまして、会長にお願いします。

【会長】 それでは、議事に入ります。佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第5条第2項に、「委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」と定められています。本日の出席委員は、10名で、11名の半数を超えていますので、会議が成立したことを、報告します。そして、第1回会議で確認をしましたが、会議録作成のため、事務局で録音をしていること、また、要約のかたちで会議録を作成することをご了承ください。

それでは、議題、令和4年度佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査 調査票について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】（資料確認）

それでは、男女平等参画社会に関する市民意識調査 調査票について、説明します。

前回審議会後にいただいたご意見と調査票の修正内容について説明しますので、その後、調査票についてご審議いただき、本日の審議会で調査票の内容を決定したいと考えています。

それでは、最初に、調査の概要についてご説明します。調査の趣旨は、佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】で設定されている目標値の達成度合いを測り、第4期計画の見直しにあたっての資料とするため、また、市民の意識、現状を把握するために実施します。

次に調査の詳細です。調査対象者は、令和4年8月31日現在、市内在住の満18歳以上70歳未満の方、3,000名です。抽出方法は住民基本台帳による無作為抽出になります。調査方法ですが、第1回審議会でインターネットでの実施についてご意見をいただきましたので、検討した結果、配布は郵送のみとなりますが、回答は、郵送による回答と、ちば電子申請サービスを利用したインターネットによる電子回答を実施する予定です。インターネットによる回答は、調査票に同封される案内に掲載の二次元コードから、ちば電子申請サービスにアクセスし、順に回答していく形となります。調査期間は令和4年9月1日～10月3日までを予定しています。調査項目は記載されている7つの項目です。

【会長】 ただいまの説明について、質疑はございますか。

【委員】 3,000名という事に対して、回答率はどれくらいを想定していますか。前回は、32%位の回答率と理解していますが。

【事務局】 前回程度の約3割を想定しています。今回は、インターネットでの回答も予定しているため、インターネットも含めて、4割いけばよいかと思っています。

【委員】 3,000名を無作為に選ぶという事ですが、これは年齢的な構成がどうなったかとか、地域の構成がどうなっているかという把握がないのですね。この3,000名の構成内容というのは、調査されるのでしょうか。

【事務局】 基本的には、男性、女性、半々の人数で、地域等によって分けるという事は想定していません。

【委員】 そうしますと、無作為ということではなく、初めから女性は1,500名、男性は1,500名と分けて抽出するという事ですか。

【事務局】 男女平等に関する質問をさせていただきますので、性別だけ人数を予め決

めて、他は無作為で抽出します。

【委員】 年齢層 18 歳から 69 歳ということですが、その分布が、佐倉市の人口構成から偏ったかたちになることは、ないのでしょうか。無作為で抽出するが、人口構成に偏りはないという理解でよろしいのでしょうか。

【事務局】 偏る可能性はございますが、こちらの調査は、企画政策課の市民意識調査等とは違い、5 年に 1 度の調査のため、そこまでは分けておらず、このようなかたちで実施しています。

【会長】 続いて、調査票に対する意見と、調査票の修正内容について、説明をお願いします。

【事務局】 調査票の修正ですが、いただいたご意見をもとに行いましたので、ご意見と調査票の修正箇所は一緒に説明します。まず、いただいたご意見の中で、全体的なものについてです。1 つめ、「委員の意見を聞く際に、調査票そのものに加え、調査項目で、何を明らかにしたいかという説明の趣旨を記載してほしい」。次に 2 つめ、「前回の調査との比較表を添付資料として作成することにより、何が異なるのか理解しやすくなる。口頭の説明では、記憶にとどまらず、また、1 問ずつ比較するのは、とても時間がかかり、見落としも多くなる」。こちらのご意見については、資料 1-5 を作成しました。調査の趣旨は、「設問の趣旨」欄を、前回の調査との比較は、「H29 調査との変更点・削除理由」欄でご確認ください。

次に、調査票の各質問へいただいたご意見についてです。設問順に説明します。問 3 のカッコ書きについて、問 4 は、問 3 で選択肢 1 と回答した方のみが対象となるため、問 3 の下にあるカッコ書きと問 3-1 の下にある四角で囲まれている部分を、問 3 のあとに一緒に記載してほしいというご意見をいただきました。ご意見のとおり、一緒に記載しました。

次に問 4、問 18 についてです。問 4 の質問文が（ソ）ではなく（サ）ではないか、問 18 「性的指向」の漢字が誤っているのではないかとといったご意見です。こちら、その通り修正しました。

次に問 9、問 11 についてです。問 9 の「あなたのご職業はどれですか。」、問 11 の「あなたの『仕事』『家庭生活』『地域・個人の生活』のうち優先したいものはどれですか。」。この 2 つの「どれですか。」を「何ですか。」にしてほしいというご意見をいただきました。ご意見を受け、どちらも「どれですか。」から「何ですか。」に修正しまし

た。

次に、問 11 についてです。「優先したいものを、3 つのうちから選ぶ質問で、回答の中に、3 つとも選べるものがあるというのは、違和感がある。選択肢 7 を選ぶ人は、結局どれも優先できないという意味か。それなら TPO によって異なるとか、どれかを優先するとは、決まらないという回答か。理想と現状の 2 つを比べて、何を引き出そうとするのか、質問の趣旨を教えてください。」といったご意見をいただきました。選択肢 7 ですが、この選択肢は、3 つの事項をともに優先したい、という意味です。どの事項もともに優先したい、という回答者もいると考え、選択肢として用意しています。質問の趣旨ですが、3 つの事項の優先度について、理想と現実を調査することで、本人の希望するワーク・ライフ・バランスが実現しているかを把握するためです。また、問 11 の選択肢ですが、最初は「仕事」と「家庭生活」と単語だけで並べていましたが、それだけではわかりにくいと考え、すべての選択肢に「を優先したい」、「をともに優先したい」を付け加えました。

次に、問 12 について、「前回と同じ質問ですが、実態を把握する聞き方が必要な時期になっているように感じます。選択肢 1 に、『3 か月以内、6 か月以内、1 年以内、1 年以上』のように期間を含めた設問を提案したいと思います。」といったご意見をいただきました。ご意見を受け、「利用したことがある」の選択肢を、「利用したことがある（最長取得期間 1 年以上）」、「利用したことがある（最長取得期間 1 年未満）」の 2 つに分けました。また、問 12 の下に「最長取得期間」の説明を追加しました。

次に、同じく問 12 についてです。質問文の「育児休業と介護休業」を「育児休業や介護休業」または「育児休業あるいは介護休業」にしては、というご意見をいただきました。ご意見を受け「育児休業や介護休業」に変更しました。

次に、問 12、問 12-1、問 13 についてです。「問 12、問 12-1、問 13 について、育児休業、介護休業について、前回から大幅に質問を削除しましたが、どういう理由でしょうか。」といったご意見をいただきました。こちらですが、平成 29 年度調査での該当質問は問 15、問 15-1、問 16 ですが、問 15 の質問は事業所向けの質問のため、付随する質問の問 15-1 と併せて外すことにいたしました。問 16 は、回答者の負担と他市の同様の質問を参考に、育児休業と介護休業のみ、取得状況等を質問することとしました。また、問 16 では、取得状況と取得していない理由を聞いていますが、今回の調査では見やすさを考え、問 12、問 12-1 に分けて質問を作成しました。

次に、問 14 についてです。「質問文の、女性が仕事をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか、という質問に対する回答が、結婚と出産のことしかできません。これならば、『女性の仕事と、結婚・出産の関係についてお伺いします。』という質問にしなければ片寄っていると思います。仕事は、社会とのかかわり、自己実現、経験、生きがいなど、もっとずっと幅広い考え方があはずです。」といったご意見をいただきました。ご意見を受け、問 14 の質問文を「女性の仕事と結婚・出産等の関係について、あなたはどのようにお考えですか。」に変更しました。

次に、問 17 について、いただいたご意見ですが「回答の中に、ネットのことを入れるのはどうでしょうか。今とても問題となっている画像、動画のネット内での商品化です。」といったご意見をいただきました。ご意見を受け、選択肢 8 の内容をひろげて、「インターネット等メディアにおけるわいせつ情報や性の商品化に」変更しました。

次に、問 18 について、性的少数者、LGBTQ の言葉や意味を知っているか否かを尋ねながら、すぐ下に言葉の解説があり、回答を誘導する印象がある、選択肢 1 の回答率が実態以上に高くなるのでは、といったご意見をいただきました。ご意見をいただき、問 18 から言葉の解説は削除しました。ただ、問 19 を回答する際には必要と考えていますので、問 19 の質問の下に記載しました。

次に、同じく問 18 についてのご意見です。性的少数者という言葉は、あまり聞きなれないので、「性的マイノリティ」と付記しては、といったご意見をいただきました。ご意見を受け、性的少数者の後に、「性的マイノリティ」を追加しました。

次に、問 19-1 についてです。問 19-1 の質問の上のカッコ書きですが、選択肢 2 が「どちらかと言えば思わない」となっており、「どちらかと言えば思う」の引用誤りでは、といったご意見です。「どちらかと言えば思う」に修正しました。

次に、問 22 についてです。「問 22 の回答項目から、『女性では相手に軽く見られるから』という項目を削除した理由は何ですか。前回調査では、比較的多くの方がこの項目を選んでいますが。」といったご意見をいただきました。こちらですが、他市の同様の質問を参考にした結果、他市では見られない選択肢だったので削除しました。しかし、ご意見を受け、再度検討した結果、文言を「女性がリーダーになることに抵抗感があるから」に変更し、選択肢に追加しました。

次に、F2 について、選択肢 6 の 60 歳代が最高齢で、これより高齢の 70 歳以上の人

は対象外ですか。といったご意見をいただきました。調査対象となる年齢を、「満 18 歳以上 70 歳未満」としているため、70 歳以上は対象外となります。

次に、平成 29 年度調査の調査票の問 11 について、「『(3) 子育て・教育について』の『子育てを支援するために重要なこと』が削除されており、理由として『他の調査で同様の内容があるため』と説明がありました。私は女性の活躍推進のためには、このような具体的な支援策のきめ細かい積み重ねが一番重要と考えますので、他の調査で行うのであれば、そちらでしっかりと調査して施策に反映していただきたいと思います。」といったご意見をいただきました。自治人権推進課でも、女性活躍推進と子育ては密接に関係していると考えていますので、こども政策課の調査結果を把握し、啓発等事業等を今後とも行っていきます。

最後に、平成 29 年度から削除した質問について質問を削除した理由はなぜか。調査がなくなった理由があるのか、それとも調査を簡易にするため、優先度が低いなどの理由で削除したのか、といったご質問をいただきました。質問を削除した理由は、回答者の負担を減らし、回収率を上げるために、優先度の低い質問を削除しました。削除理由についての詳細は、資料 1-5 の「H29 調査との変更点・削除理由」の欄をご覧ください。

【会長】 ただいまの事務局の説明について、質疑はございますか。

【委員】 問 11 ですが、問 11 の (1) の理想で「優先したい」というのはわかるのですが、(2) の現状で「したい」というのは、どういう事ですか。理想ということですか。今、現状どうかという事を聞いているのですか。それとも、現状はこうだけれども、理想はこうしたいということを知っているのですか。

【委員】 現状を聞く場合は、「している」に直したほうが、わかりやすいと見ていて思いました。多分、「優先」という言葉を追加する時に、理想と現状の両方に「優先したい」を入れてしまっているため、現状のほうは「仕事を優先している」「家庭生活を優先している」と変えたほうが、現状感になるかと思えます。

【事務局】 「優先している」に、修正したいと思います。

【委員】 大変わかりやすく変更されていると思うのですが、質問がありまして、問 17 ですが、選択肢 5 の「レイプ（強姦）などの女性への性暴力」と選択肢 7 の「女性の体の一部」を、女性に限定しているのは何か理由があるのですか。

【事務局】 選択肢 5 の「女性への」は、消し忘れです。選択肢 7 ですが、自治人権推

進課で検討した結果、なかなか男性の体の一部が使用された広告について、そういった広告をあまり見かけることがないため、女性に限定しました。

【委員】 話し合われた結果、そのような選択になるのであれば、いいと思います。

【副会長】 色々と細かいことで気になるところがありました。

まず、問5の選択肢6と次の問6の選択肢7について、ほとんど同じ回答が入っています。問5の選択肢6は「男性は、家事・育児・介護をおこなうべきでない」、問6の選択肢7は「男性が家事・育児・介護を担う必要はない」。こちら、それぞれの質問は、問5では「どのようなイメージをお持ちですか。」と聞いて、問6では「どのようにしたらよいと思いますか。」と聞いています。問5と問6は関連した事ですが、問6は、方法を聞いていますよね。方法を聞いている中の回答に評価する項目が入っているのは、少し違和感を感じました。問6の選択肢7は、あえて入れたものなのでしょうか。評価だけを聞くのであれば、問5の選択肢6「行うべきでない」という評価は、わかります。「男性が、家庭内の役割を担うには、どうしたらよいと思いますか。」と聞いている中で、それでまた「担う必要はない」という評価の回答が入っていて、これは何か、意思があって、作った回答ですか。それが、少しわかりません。

【事務局】 前回のものをそのまま使用しています。

【副会長】 こちらは、事務局で再検討していただいて、あえて聞く必要があるのであれば、ある意味、必要かと思います。

続いて、問8についてです。家庭・学校や地域社会において、これからどのような教育が重要であると思いますか、という質問ですが、「どのような教育が」と聞いているなかで、項目の中に(ウ)「出席簿や座席など、男女で分ける習慣をなくす」と(カ)「校長・教頭などに女性を積極的に登用する」があります。この(ウ)と(カ)ですが、これは教育なのだろうか、少し疑問に思いました。一般的にはあまり教育というように思えないので、もしこれを項目にいれるのであれば、「どんな教育や習慣の見直しが重要であると思いますか。」としたほうがすんなりするのかなと思います。

それから問9ですが、あなたのご職業は何ですか、と聞いて、回答の中に「学生」と「家事専業・無職」という選択肢がはいっていますが、これは職業なのかと少し疑問です。学生は、明らかに職業ではないですよね。それから、家事専業を職業と言われると、すごくジェンダーを感じます。家事は職業なのでしょうか。少し疑問を感じました。これも「職業は」と聞いてよいのかどうかを、ご検討いただきたいと思います。

す。続いて、問 12-1 育児休業と介護休業の 2 つに項目を分けましたが、その回答の中に、それぞれ、「育児」と「介護」が 2 か所入っています。これは、育児休業の選択肢 2 と 3 の「介護」を除き、介護休業の選択肢 2 と 3 の「育児」を除く事が必要ではないでしょうか。

最後に、記載の方法なのですが、F3 の地区のところのカッコ書きが、少し離れて見えるところがあるので、これは印刷する時に、カッコ書きを後ろにつけてしまうか、何かもう少し上につけるとかしていただければと思います。

【委員】 まず、順不同で申し訳ありませんが、F3 で地区を選ぶという事になっていますが、これは回答を分析する時にどのように使うのでしょうか。単にマルをつけるだけなのか、何か地区ごとの違いを見るような分析をされるのでしょうか。

【事務局】 どの地区からご回答があったのかという事と、どの地区のどの年代から回答があったのかというところで、分析しようと、今のところ、考えています。

【委員】 地区によって、回答内容の違いが出てくると思いますので、是非、そういう分析をやっていただきたいというお願いです。

それから、問 18 と問 19 ですが、問 18 から注意書きを除いて、その注意書きを問 19 の所に加えましたが、この性的マイノリティの説明は、他の質問の下に注意書きがある内容と違って、質問の内容に、極めて密接な説明になりますので、問 19 にきて、この説明を読むと問 18 に遡って答えるという事になる心配もありますし、問 19 も、この説明を読んでから答えを書きますと実態が違って来るように感じます。ですから、この性的マイノリティというのは、説明のない状態で回答する人がどのように理解しているかというのを含めての答えを導くのが、実態を表すのではないかと思いますので、問 19 の下に、説明そのものがいないのではないかと、あえてつけないほうがよいのではないかと考えますが、他の委員のご意見も含めて、ここを確認したいのですが。

【委員】 私は、注意書きはたてたほうがよいと思います。確か、内閣府にも類似の調査があり、10 年前ですとワーク・ライフ・バランスが耳慣れないので、わざと、ワーク・ライフ・バランスのことを聞きながら、すぐ下に説明が書いてあるというのがありました。実態を把握するためには、説明がないほうがいいですし、あるいは調査票の一番後ろとかに、説明をしたほうが良いっていうこともあるのですが、稀に、調査で啓蒙的な意味合いを込めて、わざと書くという事があるので、どちらがよいかとい

う検討になるかなと思っています。

【委員】 問 22 の選択肢 6「女性がリーダーになることに抵抗があるから」という設問ですが、これは男性を対象にしての問になるように思います。「リーダーになることに抵抗があるから」として、女性を消した方が、女性から見た場合と男性から見た場合の両方の答えになるように思うのですが。女性がリーダーになるというように書くと、男性側だけの答えになるように思いました。それから「リーダー」という言葉ですが、問の所に PTA 会長とか自治会長、委員会等のというように書いてあるので、そのトップになるというようにリーダーというものを理解してしまうのですが、実際にはそういう会、例えば PTA にしろ、自治会にしろ、会長や副会長、それ以外に部長という人がいますので、このリーダーという捉え方が非常に曖昧になると思います。ですから、もし 1 段目を選ぶのであればトップと書くべきだし、リーダーと伝えるとしたら、もっと他の役職とといいますか、一般の意味ではなくて、何らかの役職についているというような捉え方でリーダーをとるのであれば、そのような書き方にすべきかと思っています。

【事務局】 女性がリーダーというのは男性視点を意識したものではありません。この文を見て男性のみに問いかけている質問という感じには、女性が見て感じないと思うので、「女性の」というのは、そのまま大丈夫ではないかと思っています。ただ「リーダー」という表現については、頂いたご意見を基に、表現方法については考えさせていたいただきたいと思っています。

【委員】 通しで見ていて、気が付いた部分で、まず、問 12-1 の上のカッコ書きで「2. 利用したことがない」を「3」に変えないと選択肢が増えているので、選択肢の数字が違っています。2 番目に、9 頁目の問 17、選択肢 8 で、「ポルノ映画・アダルトビデオ」を外して「インターネット等」になっていますが、インターネット等で若者は分かりやすいかもしれないですが、中高年ですとアダルトビデオのほうが分かる面もあるかと思うので、選択肢 8 を「アダルトビデオ・インターネット等メディアにおけるわいせつ情報や性の商品化」としたほうが、よいのかなと思いました。3 点目に、問 18 で、「LGBTQ」で意見を聞かれた時に LGBTQ のままでよいかと思ったのですが、「LGBT」の方が耳慣れていて、質問文の作り方で LGBTQ と入れると、Q はわからないけど LGBT はわかるという人もいそうなので、問 18 の質問文を LGBT にしておいて、LGBT の説明の時に、たとえば LGBT を説明した後に Q (クエスチョニング) を含めて LGBTQ があり

ますと書くというのも方法としてあるかなと思いましたがので申し添えます。

【委員】 訂正という事ではないのですが、このような調査というのは、5年に1度ですよね。凄く時代を表すものだと思うのですが、今回、コロナに関する影響という事が特に質問がなくて、ただ、男女共同参画白書では、コロナ禍の影響が男女差で出たというのがあり、特に経済面、お仕事を辞められたというのが、女性の方が多かったという調査結果もあり、こういったことは調査に反映されないのかなと、少し思ったものですから。次の調査と比較が出来ないので、あえて入れてないのかなとは思ったので、希望的な意見です。

【副会長】 問 13 で、よく回答者からの疑問として、これは全員に聞く質問で、育児休業と介護休業の利用についてどう思っているかについて、これは年齢的に、介護休業は、ずっとありうるのですが、育児休業は、その育児をする期間だけと限定されているので、自分にとって関係ないという人が、どれを選ぶのかなというのがあるので、それをもう一回、見ていただければと思います。

【会長】 色々ご意見・質問等をいただきましたが、調査票の修正内容に関するご質問と調査票そのものに対する、今後の変更などについて、一応、全部、含まれていたと思うのですが、いかがでしょうか。これでよろしければ、これから市民意識調査について、審議ということで、ご意見を願うところなのですが、後半もあり、なかなか時間的に難しいと思いますので、こちらに関して、ただ今の質問やご意見で、これも含まれていたという考えでよろしいでしょうか。ご意見がございましたら、少し時間をとります。調査票に関する審議として、このままで、よろしいでしょうか。

[意見なし]

【会長】 調査票に関して、ご質問、ご意見がないようであれば、事務局の方で、ただ今いただいたご意見を調査票に反映して、作るという事でよろしいでしょうか。

【委員】 議題1は今の議論で、終了という意味ですか。

【会長】 そうです。よろしいでしょうか。

【委員】 けっこうです。

【会長】 では、調査票の内容については、事務局の方で、ご検討いただいて調査票に反映するという事で、よろしく願います。また、内容については、第3回審議会でも、報告させていただきますので、よろしく願います。

では続きまして、多様な性に関する職員（教職員含む）対応ガイドラインの策定に

ついて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】多様な性（LGBTQ+）に関する職員（教職員含む）向け対応ガイドラインの策定について、ご説明いたします。

こちらの「多様な性に関する職員（教職員含む）向け対応ガイドラインを策定すること」については、昨年度の審議会でご審議いただきました。そして、答申をいただいています。答申の内容を読ませさせていただきます。

「性の多様性が十分に認識されていない現状を改善し、社会の壁を打破する第一線の役割として、ガイドラインの策定は必要だと考えます。何人も偏見を受ける事なく、のびのびと社会生活を送れるべきであり、性の多様性について理解を深めることはとても大切なことです。策定にあたっては、研究・意見交換を重ねるとともに、作成することが目的化することがないよう、実践・定着に注力をいただきたいと思います。」との答申をいただいています。

本日は、現在の進捗状況を含めまして、改めて、ガイドラインの策定について、ご説明いたします。

まず、多様な性に関する職員（教職員含む）向け対応ガイドラインとは、多様な性のあり方について理解を深め、当事者の方々に対して適切に配慮・対応するための、心構えなどをまとめた指針です。法律等による策定義務はありません。各自治体の判断で策定しています。県内では、千葉市、習志野市、船橋市、松戸市、浦安市が策定済で、今年度は、佐倉市のほか、市川市、柏市、白井市が策定予定となっています。

ガイドライン策定の目的は、市職員や教職員が多様な性のあり方について理解を深め、当事者の方々に対する適切な配慮・対応を身に付けること、そして、それぞれの所管事業において、どのようなことが出来るのかを検討するなど、実際に行動し、その結果、市民サービスの向上や、すべての職員が生き生きと働ける職場を実現することです。

内容については、多様な性に関する「基礎知識」「市民等への対応」「職場における対応」「学校における対応」「相談窓口」が、基本項目となります。

現段階の案といたしましては、5つの章から成り立っております。1章 基本的な知識として、必ず知っておきたいこと。（1）性を構成する4要素、（2）LGBTQ+とSOGI。2章 市民等への対応について。（1）窓口や電話等での対応等、（2）公的証明書類等の性別欄の取扱い、（3）公共施設利用における配慮・対応、（4）所

管事業の見直し、(5)災害時における配慮・対応。3章 職場における対応について。

(1)職場での言動、(2)採用等の対応(会計年度任用職員等も含む)、(3)福利厚生制度、(4)安全衛生、(5)相談体制。4章 子どもへの配慮に係る対応について。

(1)保育・教育施設内の体制、(2)保育士・教職員の理解のための取組、(3)教室における配慮、(4)学校生活、施設利用における配慮、(5)部活動・課外活動等における配慮、(6)事務手続き等における配慮。5章 相談窓口について。でございます。

そして、それぞれの項目に、基本的な心構えや、具体例で、たとえば、書類の確認では、性別や氏名が周りに知られないよう配慮して、書類等を指差して、「こちらでよろしいですか」と尋ねる、などを掲載いたします。

次に、今後の策定スケジュールです。現在の状況ですが、現在、素案について、内部で調整している所です。素案については、次回、11月もしくは12月に開催予定の第3回審議会の前に、委員の皆様にお送りし、審議会でご審議いただきます。その後、調整・修正等を行い、令和5年1月開催予定の佐倉市人権施策・男女平等参画施策推進会議及び調整会議、こちらは、市長をトップとし、副市長、教育長、各部長等で構成される組織ですが、こちらの会議で審議します。そして、令和5年3月までに策定を完了させまして、公表したいと考えています。以上でございます。

【会長】ただいま、説明について、質疑はございますか。

【副会長】LGBTQ+とSOGIとおっしゃいましたが、まったく素人なので、単に皆さん、そんなには知られていない中で、素案を作っていて、審議会で検討するという事は、私達、基礎知識はどのようにして、これから習得するか、すごく心配です。何か、その辺の勉強を、どのように進めていったら、よろしいでしょうか。

【事務局】ご意見を参考に、今度、資料をお送りする際に基礎知識などの資料を一緒にお送りしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

【会長】多分、昨年度、これに関して、ちょっとした説明が一度あったように記憶しています。ただ、今回、新しい委員の方が多くいますので、事務局の方で対応をよろしく申し上げます。

【副会長】他に検討する組織で、アドバイザーとかは、いるのでしょうか。

【事務局】現在、内部では、関係各課と話をしています。また、当事者の方にご意見をいただくのが、一番、参考になるという事で、そのようなかたちで考えております。

【委員】SOGIについては、基本計画を作るときにちょっと検討部会でも議論した経緯

があります。LGBTQ という言葉だけではなく、SOGI というのは、SO が Sexual Orientation、性的指向なので、異性愛、同性愛というようなことになります。GI は、Gender Identity なので、体は男・心は男、体は女・心は女、とういうのがズレてる。それを性同一性障害といたり、性別違和といたりというような事なので、慣れない部分ではありますが、LGBTガイドブックなどに、SOGI というのは出てきますので、またそれに基づいた資料を提示いただけるかと思えます。

【会長】他にないようでしたら、続いて、佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】進行管理調査結果（令和3年度）について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】男女平等参画審議会では、毎年、男女平等参画基本計画に記載されています各事業の実施状況を評価していただいています。本日は、評価の流れと、評価対象となる26の重点事業の令和3年度の実施状況について説明します。

評価の方法については、重点事業26事業を審議会で評価します。また、重点事業以外の事業については、必要に応じて提言を行います。今後のスケジュールは、本日の審議会での事務局からの事業説明を参考に、「資料4 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】重点事業進行管理調査結果一覧（令和3年度分）（委員質問・意見用）」に事業担当課への質問・意見等を記入し、期日までに事務局へ提出をお願いします。次に、事務局から事業担当課への質問・意見及び事業担当課からの回答を記載した「佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】重点事業調査結果一覧表（各委員評価用）」を、9月下旬頃に送付します。各事業への評価を行い、10月中旬頃に事務局へ返送をお願いします。評価基準は、資料6裏面に記載されているとおりです。各委員の評価後、事務局で各委員の評価を点数化して平均点を算出します。評価基準にあるA評価は5点、B評価は4点、C評価は3点、D評価は2点、E評価は1点として、1事業の平均点を算出します。算出した平均点を総合評価として作成した資料をもとに、第3回の審議会で、審議会として重点事業の総合評価を決定していただきます。最後に調査結果及び重点事業の総合評価を、1月頃に開催される佐倉市人権施策・男女平等参画施策推進会議で報告します。その後、事業担当課及び全庁に、審議会で決定した評価結果をフィードバックします。2月頃に調査結果及び重点事業の総合評価を市政資料室や市のホームページで市民に公表する予定です。

【会長】ただいまの説明について、質疑ございますか。

[質疑なし]

【会長】、続いて、重点事業の実施状況について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】令和3年度については、令和2年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施を検討していたものの、中止となってしまったものがいくつかございます。こちらについては、今回評価対象からは除外させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、事業について、基本目標ごとに説明させていただきます。基本目標Ⅰ人権の尊重です。人権の尊重は、男女平等参画を進めるうえで、基盤となるもので、性別による固定的な役割分担意識の解消・DVの防止・あらゆるハラスメントの防止などの取組みがより一層求められています。このような背景を踏まえ、性差別と人権侵害を許さない社会づくりを進めるとともに、あらゆる場における男女平等教育・学習の推進をはかることを掲げています。

事業 No. 1 人権尊重についての広報・啓発です。人権啓発パンフレットの配布や講演会、学習会等を開催します。所管は自治人権推進課です。令和3年度は、令和2年度に引き続き、市広報番組で人権特集を放送しました。また、市内小学生を対象とした「人権教室」、「人権出前授業」や小学5、6年生を対象に人権標語コンテストを実施しました。

事業 No. 12 セクハラ、DVに関する情報提供です。所管は自治人権推進課とこども家庭課です。自治人権推進課では、所管施設である佐倉市男女平等参画推進センターにおけるセクハラ、DVに関する展示物や関連図書の貸し出し、啓発活動等を中心に行っています。こども家庭課は、実際に市民からのDV被害に関する相談を受理し、保護の支援までを行う部署です。支援に加えて、啓発リーフレットの自治会回覧や公共施設での配架等の情報提供も行っています。

事業 No. 15 DV被害者に接する関係職員への研修機会の提供です。DV被害者に接する関係職員に対して、被害者の人権等に十分な配慮がなされるよう、研修機会の提供を行います。所管課は、こども家庭課です。こども家庭課は、実際に市民からの相談を受ける部署ですので、職員の高い対応スキルが求められます。外部研修に積極的に参加し、研修内容については、関係職員等への周知も行っています。また、DV被害が疑われる市民を職員が発見した際に適切に対応できるよう、こども家庭課・障害福祉課・高齢者福祉課合同で研修を実施するなど、職員のスキルアップを積極的に図っています。

事業 No. 19 市の相談機能及び関係機関との連携の強化です。地域包括支援センター、民生委員・児童委員、主任児童委員と連携し、各世代及びニーズに応じた相談を行います。所管は高齢者福祉課とこども家庭課です。高齢者の虐待等に関する相談については、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや高齢者福祉課が対応し、見守り支援を行っています。高齢者以外の虐待等については、こども家庭課や関係各課が連携をして対応をしています。

事業 No. 20 緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援です。DV 及び児童虐待を担当するこども家庭課、高齢者虐待を担当する高齢者福祉課、障害者虐待を担当する障害福祉課が所管となっています。関係各課・機関が密に連携して支援を行っています。

事業 No. 26 被害者の早期発見に向けた機関の連携です。所管は高齢者福祉課、障害福祉課、母子保健課です。母子保健などの保健事業や、要介護認定、障害程度区分認定調査において、家庭内暴力等被害者を早期に発見し、相談機関につなげていくとしています。

事業 No. 30 男性の育児や介護に関する情報と学習機会の提供です。男女が共に育児や介護にかかわることの重要性について理解を深め、男性の積極的な参加をうながすための情報や学習機会の提供を行います。女性が担うことが多いといわれている育児や介護について、性別にかかわらず共に参加を促すための学習機会を提供しています。所管は、高齢者福祉課、こども保育課、母子保健課です。高齢者福祉課では認知症サポーター養成講座を毎年開催しており、令和3年度は参加者全体の約4割が男性でした。また、地域包括支援センターでも、介護者教室等の講座を実施し、参加者全体の約3割が男性でした。こども保育課では子育て講座を、男性が参加しやすいように土曜日に開催しました。母子保健課では、夫婦で参加するパパママクラスの開催や、男女が育児に関わることへの理解を促す情報提供を行っています。

事業 No. 31 固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進です。「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣行を見直し、男女が共に参画して社会づくりを進める意識の浸透を図るための情報や学習機会の提供を行います。所管は、自治人権推進課と各公民館です。自治人権推進課が所管する男女平等参画推進センターと自治人権推進課において、固定的性別役割分担意識に関する講演会・講座を2回開催いたしました。各公民館については、固定的な性別役割分担意識解消を主な目的

とした事業を実施するのは困難であります、各公民館が規模・設備にあわせ、男性の家庭参加や役割分担意識の見直しにつながる講座等を開催しています。しかし、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により半数の公民館が事業の中止となっています。

事業 No. 43 学校教育における男女平等教育の推進です。男女平等参画意識の形成やジェンダーにとらわれない男女を育成するため、男女平等の視点に立った教育を進めています。所管は指導課です。子どもたちが学校教育活動全般を通して、人権意識・人権感覚を養い、男女平等という考え方を理解するとともに、個を尊重し合い、共に協力し合おうとする態度を育成しました。記述のとおり、複数の科目で男女平等について触れており、男女がともに協力していく大切さについて考えるようにしています。

事業 No. 46 学校と家庭、地域との連携です。PTA 活動等を活用し、家庭や地域と連携して、男女平等参画の醸成を図るとしています。こちらも所管は指導課です。学校での男女平等参画についての指導内容を家庭に伝えることにより、学校と家庭、地域が連携した男女平等参画推進につなげていきました。

【会長】 基本目標Ⅰ 人権の尊重の事業について、ご質問がありましたら、お願いします。

[質疑なし]

【会長】 続いて、基本目標Ⅱ あらゆる場への男女平等参画の推進について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 基本目標Ⅱは、あらゆる場への男女平等参画の推進です。男女平等参画社会の形成には、個性や能力を發揮できる社会の実現が求められています。その実現のためには、男女が共に家庭的責任、地域活動への参加などをそれぞれの状況に応じて両立し、個人が生き方を自由に選択できる環境づくりが重要です。しかし、依然として男性は仕事、女性は家事や育児といった固定的性別役割分担意識が根強く残っているため、ワーク・ライフ・バランスを支援する社会環境づくりを進めていく必要があります。社会全体が固定的性別役割分担意識や女性に対する偏見をなくし、女性の存在や能力を正しく認識し、男女が対等に意見を反映できるような社会づくりを推進していきます。

事業No.52 各種審議会・委員会等の女性委員比率の向上です。女性委員の登用率の向

上に向け、女性委員のいない審議会などの解消を進めるなど、関係部署への周知を図り、目標比率 35%の達成を目指します。所管は行政管理課と自治人権推進課です。令和 3 年度では、女性委員比率は 28%で、前年度より 1.4%の増加となりました。目標値である 35%達成のため、今後も啓発を続けていく必要があります。

事業 No. 56 事業所や各種団体等への男女平等意識の醸成です。男女平等参画社会に関する情報を提供し、男女平等意識の醸成を図ります。所管は自治人権推進課です。ミウズ開催の学習会を商工会議所と連携したことで、多くの市内の事業者にも周知することが出来ました。

事業No.61 市管理職への女性登用推進です。性別にかかわらず、適切な人事管理を行う中で、女性の管理職への登用を促進します。所管は人事課です。能力に応じて職員配置を行い、女性管理職の積極的登用に努めました。その結果、令和 3 年度では、管理的地位にある女性職員の割合 16.9%になり、女性活躍推進法に掲げる目標値を達成しました。

事業No.64 多様な働き方ができる環境の整備です。スマートオフィスプレイスを通じて、多様な働き方ができる環境の整備を行います。スマートオフィスプレイスでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワークを行う市民に前年同様数の利用がありました。ただし、「一時保育サービス」については、スマートオフィスプレイス利用者の活用に結びつかなかったため、子育て世代に対してPRし、働き方の多様性を促進させていきたいと思っています。

事業 No. 66 事業所等へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発です。所管は商工振興課です。佐倉工業団地連絡協議会、佐倉第三工業団地連絡協議会事務局および各協議会会員企業に対し、テレワーク推進の協力依頼を行いました。

事業 No. 68 女性の職業能力開発の支援です。就労を希望する女性の職業能力を高めるための支援に関する情報提供を行うとしています。こちらも、所管は商工振興課です。千葉県ジョブサポートセンターや近隣市町村との共催で女性向け再就職支援セミナーを開催しました。託児を用意したこともあり、アンケートで、満足度 100%となり、多くの参加者に満足いただけました。

事業 No. 69 就業相談事業の支援です。広報紙等を利用し、定期的に就業相談窓口情報を提供するとともに、関係機関との連携を図りながら、女性の就職・再就職等のための相談事業の支援を行うとしています。こちらも、所管は商工振興課です。ミレニ

アムセンター佐倉内に地域職業相談室を設置し、こうほう佐倉に利用案内を掲載しました。

事業No.74 農業従事者を対象に、男女平等参画を実現するための研修会等の開催です。農業における男女平等参画実現を目指し、研修会等を開催します。所管は農政課です。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議や訪問説明については中止・自粛となり事業の実施はできませんでした。

事業 No. 82 家庭における男女平等参画意識の浸透を図るための学習機会や情報の提供です。男女が共に助け合い、ワーク・ライフ・バランスがとれた社会づくりへの意識向上のため、情報提供を行うとしています。所管は自治人権推進課です。令和3年度は、市広報番組でジェンダー問題について放送し、市公式 YouTube チャンネルでも配信しています。また、男女平等参画推進センターにおいて、男女平等参画講演会を開催、YouTube 配信しました。

事業 No. 84 保育サービス等の充実です。仕事と子育ての両立を支援し、安心して働くには、多様な保育制度の充実が必要です。所管はこども保育課です。乳児保育事業・障害児保育事業・延長保育事業は市内全ての公立・私立保育園で実施済です。また、保育士の質向上のための研修を行ってまいります。

事業 No. 88 保育施設等の整備、拡充です。保育ニーズに対応するため、保育施設の整備等を行います。所管はこども政策課です。令和3年度は令和4年4月に開園する保育所の施設整備を行いました。結果、令和4年4月時点での待機児童は0人でした。

事業No.89 学童保育事業の充実です。日中、保護者がいない児童に対し、学童保育の充実を図ります。所管はこども保育課です。学童保育所は全小学校区に整備され、全学年の受け入れ態勢が整っています。

事業 No. 94 地域活動における女性リーダーの育成です。女性のエンパワーメント講座の開催など、地域活動における女性リーダー育成に努めます。所管は自治人権推進課です。予定していたリーダー養成講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。また、地区代表者説明会では、手引きを配布しました。

事業No.101 市民参加による男女平等参画事業の充実です。市民や団体との協力、協働により実施することで、男女平等参画の推進を図ります。所管は自治人権推進課です。男女共同参画週間に開催していたミウズ☆フェスティバルは、新型コロナウイルス

ス感染症の影響により開催できませんでしたが、ミウズ登録団体と協力し、パネル展示をおこない、多くの市民に知ってもらう機会が出来ました。

【会長】 基本目標Ⅱあらゆる場への男女平等参画の推進について、ご質問がありましたら、お願いします。

[質疑なし]

【会長】 続いて、基本目標Ⅲ安心した暮らせるまちづくりと基本目標Ⅳ推進体制の整備・充実に移ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】 基本目標Ⅲは、安心して暮らせるまちづくりです。一人ひとりが、生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことは、男女平等参画社会づくりを実現していくうえで、とても重要なことです。そのために、年代や個々の健康状態に応じた健康教育や健康相談が受けられる環境整備はもちろん、性の違いによる的確な医療である性差医療という考え方もある中で、様々なケースに配慮した医療、保健への対応が必要になっています。このようなことから、安全に子どもを産み、育てていく環境の整備や高齢者、障害を持つ人への福祉の充実、生きがいを持てる学習機会や情報の提供など進めています。

事業No.119 高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援です。高齢期を豊かに過ごすために、一人ひとりが生きがいを持ち続けるとともに、孤立することのないよう異世代や地域との交流活動を支援します。所管は高齢者福祉課と各公民館です。高齢者福祉課では、まちづくり協議会との共催で、認知症の疑いのある高齢者が行方不明と想定し、発見時に適切に声かけをするための「認知症高齢者声かけ訓練」を実施しました。公民館では、感染対策を十分行ったうえで、市民カレッジや各公民館独自のイベント等を開催し、高齢者の学習機会の提供と生きがいづくり、仲間づくりの場を提供しました。各公民館で人口や地域性の違いもあり、事業規模の差はございますが、講座の開催等をとおして、高齢者の交流の場を提供しています。

続いて、基本目標Ⅳ推進体制の整備・充実です。男女平等参画を推進していくためには、市民や事業所などが協働して取組みをしていく必要があります。そのためには、庁内の推進体制の強化を図り、職員一人ひとりが男女平等参画意識をもって、各施策や事業にあたることが求められます。このことから、国や県、近隣市町村をはじめとした関係機関と連携した取組みを進めるとともに、男女平等参画推進センターの機能の充実を図りながら、男女平等参画社会づくりを着実にすすめるための事業を実施

します。

事業No.129 市職員への意識啓発です。男女平等参画の視点に立って施策を推進できるよう、職員の意識度合いを把握します。所管は、自治人権推進課です。毎年、職員向けに、人権・男女平等参画に関するアンケートと自己点検を実施し、男女平等参画に関する用語の認知度、男女平等参画についての職員の意識度合いを把握すると同時に、意識づけを図っております。

【会長】 基本目標Ⅲ安心した暮らせるまちづくりと基本目標Ⅳ推進体制の整備・充実の説明について、ご質問がありましたら、お願いします。

[質疑なし]

【会長】 続いて、今後の流れについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 評価前の事業担当課への質問・ご意見出しをお願いします。質問・ご意見がある場合は、期日までに、返送をお願いします。

【会長】 事務局の説明について、ご質問がありましたら、お願いします。

【委員】 初めてなので、意見、質問ということですが、どのような観点で、どのような意見を言えばいいのかというのは、資料5では、どの辺になりますか。審議会からの提言というところが、今回、我々が考える意見の参考という事ですか。その下のコメントというところですか。

【事務局】 去年、いただいたご意見については、資料5には載せておらず、コメントは、最終的に、評価後にいただいたご意見になっています。昨年のご意見やご質問は、たとえば、ご意見としては、事業の継続やさらなる拡大を希望するものが多かったです。ご質問としては、たとえば、事業の詳細や、実施した事業と男女平等参画との関連性を問うものが多かったと思います。

【会長】 私も去年、書いておりますが、大体、自分の見た感じというのですか、内容の感じを質問したり、意見を書きました。皆さん、そういう感じで書かれたと思います。前よりも、質問やコメントを書くところが、少し大きくなりましたので、結構、書けるのではないかという気がします。

【委員】 いいと思うのですが、私などは、評価する場合に、尺度が個人的にないものですから、たとえば他の自治体や全国レベルでは、大体、こんな事を行っていて、佐倉市はその中で、ここまでとか、もっといっているとか、そういう比較の材料みたいなものがあると、達成度合いの評価というのがしやすいのかなという気がしますので、

来年度以降、ご検討いただければと思います。

【副会長】 3年度分の実施状況の指標の欄で、目標や実績が、横棒になっているものがあるのは、なぜですか。これは、具体的な数字が目標にあるものとないもの、ということなのでしょうか。

【事務局】 指標が書いてあるものは、佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】で、指標の数値目標が決められている項目について記載しています。そのため、佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】で指標の数値目標が定められていない事業に関しては、横棒を入れております。

【会長】 他にはありませんか。

[質疑なし]

【会長】 それでは、本日の議事は、これで終了します。進行を事務局に返しします。

【事務局】 ありがとうございました。続いて、佐倉市男女平等参画推進センター事業について、指定管理者の方からご報告します。

【佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者】 (施設事業について説明・報告)

【事務局】 ありがとうございました。それでは最後に、事務局から3回目の審議会の日程について、ご報告します。

【事務局】 (第3回審議会の日程について説明)

【事務局】 以上をもちまして、本日の会議を終了といたします。

午前11時55分 閉会